

11月18日(日)、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで水害を想定して井手町防災訓練を行いました。(P03)



目次

J R奈良線玉水駅橋上駅舎供用開始	P03
木造住宅耐震改修等の補助を行います	P04
火災予防条例一部改正に関する意見募集	P04
給与支払報告書・個人住民税の特別徴収について	P08
水道管の凍結にご注意ください	P13

町の人口(12月1日現在)

男性	3,615人
女性	3,887人
計	7,502人

広報いで IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

12

平成30年12月
2018
No.555

広報いで



250人出席し、合併60周年祝う 泉ヶ丘中学校で記念式典

1958年（昭和33年）に旧井手町と多賀村が合併して今年で60周年を迎え、その記念式典を11月11日（日）、町立泉ヶ丘中学校で開催しました。



祝辞を述べる西脇知事



式辞を述べる汐見町長

式典には約250人が出席。町を舞台に撮影された映画「神様の轍」の作道雄監督による記念の動画が上



泉ヶ丘中学校で開催した合併60周年記念式典

映されたあと、汐見明男町長が式辞を述べました。この中で汐見町長は、合併以降の60年を振り返るとともに、近年の町の様子や取り組みを紹介し「様々な取り組みができるのも、かつて先人がこよなく愛された井手町の自然、そして、その美しい自然に育まれた

伝統文化、その中であって、幾多の困難にもめげずにご努力をいただいた賜物である」と、あらためて実感しているところであります。合併60周年を迎え、多くの方々から感謝を込めて、これからは住民の皆様と共に井手町の明るい未来に向けて歩んでまいりたい」と述べました。

また、これまでのまちづくりや住民福祉の向上に貢献された69人と26の団体に汐見町長から表彰状と感謝状が贈られましたほか、来賓を代表して西脇知事や村田正治府議会議長らが祝辞を述べられました。

261柱の冥福祈る 井手町戦没者追悼式

井手町戦没者追悼式が10月26日（金）、自然休養村管理センターホールで行われ、遺族や関係者らが戦没者261柱の冥福を祈るとともに、恒久平和への誓いを新たにしました。

会場では、参列者全員で黙とうを捧げたあと、汐見明男町長が式辞を述べました。また来賓の方々が追悼の辞を述べられたあと、参

列した方々が壇上の追悼の標に献花し、戦没者の冥福を祈りました。



自然休養村管理センターで営まれた戦没者追悼式

文化活動の集大成を披露 第39回井手町文化祭

11月3日（土）と4日（日）の2日間、自然休養村管理センターや府立山城勤労者福祉会館などで合併60周年記念第39回井手町文化祭が開かれました。

会場では、保育園児やコーラスグループの舞台発表をはじめ、和太鼓や大正琴などの演奏が繰り広げられたほか、青少年の主張大会や調べる学習コンクール表彰式、各サークル・教室の作品展、農作物等品評会、健康のつどいなども行

われ、大いににぎわいました。また各種団体などによる模擬店も人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人たちが文化の秋を堪能しました。



自然休養村管理センターホールで行われた表彰式



盛り上がった舞台発表

豪雨災害想定し防災訓練

約500人が参加

11月18日(日)、井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、自然休養村管理センターで井手町防災訓練を行いました。

全会場合わせて約500人が参加され、豪雨による水害に備えて、災害対策本部や避難所の開設をはじめ、各会場では、自主防災組織や消防団、京田辺市消防署井手分署、住民の皆さんによる避難訓練や応急手当の訓練、土のう作りや土のうを並べて浸水を防ぐ訓練などが繰り広げられました。また非常食の炊き出しも行われ、参加した皆さんが試食されました。



土のう作りを体験する参加者の皆さん(井手小)

JR奈良線玉水駅橋上駅舎及び自由通路 供用開始します



JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の一環として、平成27年6月に井手町と西日本旅客鉄道株式会社は『玉水駅橋上化等工事』に関する協定を締結し、工事を進めてきましたが、この度、橋上駅舎及び東西自由通路の工事が完了し、供用開始しますので、お知らせいたします。

■供用開始日 平成30年12月15日(土) 始発電車より供用開始

■供用開始する施設

○自由通路

・自由通路

線路をまたいで東西を往来できる自由通路を供用開始し、自由通路と駅舎兼用のエレベーター(東側:1基 西側:1基)も、同日から供用開始します。

・公衆トイレ

改札内にあったトイレを撤去し、改札外の1階西側に新設します。

○橋上駅舎

・改札口・駅事務室・コンコース

現在西側にある改札口、駅事務室を2階へ移転します。

・エレベーター

改札内とホームを結ぶエレベーターを供用開始します。

※供用開始後、仮駅舎、跨線橋の撤去工事を実施します。

※東西の駅前広場は平成31年度末の完成に向けて京都府及び井手町で整備中です。

問い合わせは建設課 (Tel 82-6167)



井手町木造住宅耐震診断士 派遣事業のご案内



木造住宅の耐震診断を希望される方に対し、耐震診断士を派遣します。

<補助対象> 次の要件すべてに該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の評価が9点以下であるもの。

<必要な費用> 3000円（診断一戸あたりの自己負担）

<申込期間> 平成31年1月31日（木）まで

木造住宅耐震改修等の補助を行います

耐震改修

- ・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの。
※耐震診断については、井手町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成8年井手町告示第24号）に基づいた耐震診断士又は建築士によるものに限る。
- ・費用の3/4（最高90万円）を補助します。

簡易耐震改修

- ・屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。
- ・費用の3/4（最高30万円）を補助します。

耐震シェルター設置

- ・住宅が倒壊しても居室内の安全性を確保するもの。
- ・費用の3/4（最高30万円）を補助します。
※補助対象となる耐震シェルターについては、ホームページをご覧ください。

<補助対象> 次の要件にすべて該当する木造住宅。

- ①住戸の半分以上の床面積が住宅として使用されているもの。
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- ③町税等の滞納がない者であること。

<申込期限> 平成30年12月28日（金）まで

※受付件数には限りがあります。

お問い合わせは 建設課（Tel 82-6167）まで。

京田辺市消防署からのお知らせ

京田辺市火災予防条例の一部改正に関する意見募集について

近年、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国で発生しています。このような建物において、利用される方自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう重大な消防法令違反がある場合、その建物の名称、所在地、違反内容を公表することなどを京田辺市火災予防条例に規定することを検討しています。

京田辺市消防署では「京田辺市火災予防条例の一部を改正する素案」を作成しましたので、町民の皆さんからのご意見を募集します。

※平成4年3月31日に締結された「消防事務委託に関する規約」により、井手町には京田辺市火災予防条例が適用されます。

【資料閲覧方法】

京田辺市ホームページ、井手分署、京田辺市消防本部庁舎（2階 予防課）

【提出方法】

意見募集用紙を持参・郵送・FAX・電子メールにより、京田辺市消防本部予防課まで提出してください。

【閲覧・募集期間】

平成31年1月15日（火）から平成31年2月14日（木）まで

【お問合せ】

京田辺市消防本部予防課（TEL 63-7826）

〒610-0331 京田辺市田辺78

地域包括のひまわり通信

地域包括支援センター (Tel 82-3690)

認知症をテーマにした合言葉や川柳を募集中!

応募の中から毎月入選作品をご紹介します。どなたでもご応募ください。
＜応募方法＞ 郵便ハガキもしくは封書などで必要事項（“認知症”をお題にした標語もしくは川柳、お名前、生年月日、性別、住所、電話番号）を明記の上、下記まで郵送ください。※広報で紹介する際は、お名前等の個人情報掲載しません。
（宛先）〒610-0302 井手町井手橋ノ本13 地域包括支援センターひまわり通信係

ご応募いただいた
作品をご紹介します



「友と話し、途中で話す内容忘れるこの頃」



「外出先で挨拶され挨拶かわすが
顔は覚えあるがどなたか思い出せず会話せず」

いつまでも健康!? 「危機感」を持っていますか??

年齢を重ねるごとに自分の健康について考えることも多くなるとは思いますが、日頃から自分の健康にどれくらい関心、すなわち“危機感を持っているのか”が大きなポイントになります。

がんや心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防すれば、それだけで要介護になる原因を防げるわけではありません。転倒や骨折、認知症なども要介護となる原因として多くの割合を占めています。

医療機関等にかかり健康状態を診てもらうことは、とても大事ですが、それに加えて普段の生活の中で介護予防を意識するよう心がけることも大切です。

下半身の筋力アップは、血流を良くして認知症予防にも役立つ

足腰を鍛えると寝たきりを予防する効果があるというように、筋力をつけると骨や関節の負担を減らすことができます。また、筋力が回復すると、血の循環が良くなることで脳の活性化にもつながります。

ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。中級編その三 1種目10回を目安におこない、慣れてきたら2～3セットを目標にしましょう。

注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう。



腕立て伏せ

(手順)

- ①イスの座面に手を置く
- ②軽く肘を曲げて戻す



足そらし

(手順)

- 椅子やテーブル、手すりなどにつかまりながらおこなう
- ・片足を後ろに持ち上げる

参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、「認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム」

12月22日(土) 冬至の日

ゆず湯

やります!



ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。

さらにビタミンCも豊富なため、湯につかり全身からそれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるといわれています。冬至の日はいで湯にぜひお越しください!

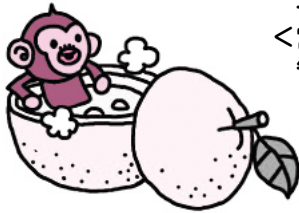
<入浴料>

大人 100円
子ども 50円

<営業時間>

午後4時半~9時

※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください



井手町共同浴場運営委員会
Tel 82-5533
井手町大字井手小字段ノ下49番地の1

国民年金Q&A

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になりますか

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

日本年金機構は、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、毎年11月上旬に被保険者の方に送付します。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての問合せは、ねんきん加入者ダイヤル0570-003-004(ナビダイヤル)へお電話ください。(注)一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただく事ができます。050から始まる電話の方は、03-6630-2525へおかけください。

専用ダイヤルの受付時間は月曜日~金曜日午前8時半~午後7時・第2土曜日午前9時~午後5時です。(注)祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

「空き家・空き地バンク」について

■ 空き家・空き地バンクとは

空き家・空き地（以下「空き家等」という。）を所有する方から登録の申し込みを受け、登録された空き家等の物件情報を町のホームページなどで広く提供する仕組みです。

空き家等を放置すると、防犯、防災、景観の面でも好ましくありません。町内に空き家等を所有している方で、売却や賃貸をご検討いただける物件がある場合には、ぜひ「空き家・空き地バンク」にご登録ください。

■ 掲載例



「空き家・空き地バンク」の物件情報等はこちら ↓

ホームページ：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/sousei/akiyaakitibanku/index.html>
※ 井手町ホームページのトップ画面右側の「空き家バンク」からもご覧いただけます。



■ 空き家等の登録などの手順

(1) 登録の申し込み

地域創生推進室へ、登録申込書などの必要書類を提出いただきます。

(2) 物件の登録

空き家・空き地バンクへの登録が可能と判断された場合、登録台帳に登録するとともに、物件の所在地、状況、所有者の希望条件といった情報を町のホームページなどに掲載します。

(3) 交渉・契約

登録いただいた物件について、利用を希望される方がいらっしゃった場合、登録事業者（「住まいのKAN」。以下同じ。）を通じた交渉等の後、契約の締結に進みます。

～家財の撤去や家屋の修繕に対する支援があります～

空き家バンクを通じた売却や賃貸に当たっては、次の費用について町から助成を受けられます。
(契約締結後、一定期間にわたり利用が見込まれる場合に限りです)

- ・ 残存家財の撤去費用
- ・ ハウスクリーニング費用
- ・ 空き家を利活用するための最低限の修繕（1件当たり上限50万円）

※ 支援は予算の範囲内に限りますので、詳しくは地域創生推進室までご確認ください。

■ 利用希望者の手順

(1) 利用の申し込み

地域創生推進室へ、利用申込書や誓約書を提出いただきます。
利用希望者、利用目的などが適当と認められた場合、登録事業者に通知します。

(2) 交渉・契約

登録事業者等との交渉の後、契約の締結に進みます。町は交渉・契約には関与しません。

お問い合わせは気兼ねなくこちらまで！ 地域創生推進室 (Tel 82-6170)

給与支払者の皆さまへ 給与支払報告書の提出・ 個人住民税の特別徴収の実施について

○給与支払報告書の提出について

給与支払者（会社や個人事業主等）は、従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）の給与支払報告書（総括表・個人明細書）を毎年1月31日までにそれぞれの従業員の1月1日時点の住所地の市町村へ提出していただく必要があります。提出・記載漏れ等ないようにお願い申し上げます。

なお、eLTAX（地方税ポータルシステム）によって給与支払報告書をインターネット経由で提出することもできます。ぜひご利用ください。（eLTAXについて詳しくは、一般社団法人地方税電子化協議会ホームページ URL：<http://www.eltax.jp/> をご参照ください。）

○個人住民税の特別徴収について

個人住民税とは、個人の市町村民税と都道府県民税の総称であり、前年の所得に応じて課税されるもので、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村へ納付していただくものです。

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村へ納入する制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（給与支払者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）また、井手町を含む京都府内の全市町村では、個人住民税の特別徴収について、原則としてすべての給与支払者（事業主）に対して、特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施の徹底を図っています。

○特別徴収のメリット

- ・ 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように給与支払者の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・ 従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・ 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○特別徴収の対象外とすることができる方

次の場合は、特別徴収の対象外とすることができます。

(a. ～ e. は従業員、f. は給与支払者)

- a. 退職者又は退職予定者（5月末日まで）
- b. 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方（例：前年中の給与の支払額が100万円以下の方）
- c. 給与の支払いが不定期な方（例：給与の支払いが毎月ではない）
- d. 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方
- e. 専従者給与が支給されている方
- f. a. ～ e. に該当する方を除いた受給者総人員が2人以下の給与支払者

○手続き等

普通徴収となる従業員がいる場合は、前記 a. ～ f. の理由に該当する人数を記載した「個人住民税の普通徴収への切替理由書（兼仕切紙）」を給与支払報告書とともに提出してください。また、給与支払報告書（個人明細書）の摘要欄にも、普通徴収への切替理由に該当する符号を記載してください。（記載方法等詳しくは、井手町ホームページ URL：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/zeimuka/kojinjuminzei.html> をご覧ください。）

*お問い合わせ先 税務課（TEL 82-6163）



税務課からのお知らせ

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、平成30年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、12月中に税務課までご連絡ください。

固定資産税の対象となる「家屋」の要件

- 家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。
- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
 - ・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
 - ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行いますので税務課までご連絡下さい。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料のご提供をお願いいたします。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記『固定資産税の対象となる「家屋」の要件』を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。ただし、登記されている家屋を取り壊しされた場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●相続等により、未登記家屋の所有者を変更されたとき

「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで。

平成31年度 井手町建設工事等一般競争（指名競争） 入札参加資格審査申請について

- | | |
|----------------|--|
| (1) 受付種別 | 町内業者
(土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物)
町外業者
(工事、コンサルタント、物品) |
| (2) 有効期間 | 1年間（平成32年 3月31日まで） |
| (3) 作成要領配布期間 | 平成30年11月26日（月）～平成31年 1月31日（木）
※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。 |
| (4) 参加申請受付期間 | 平成31年 1月 7日（月）～平成31年 1月31日（木）
午前9時～正午・午後1時～4時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く) |
| (5) 受付場所及び問合せ先 | 井手町役場 建設課
〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
(TEL 0774-82-6167) |



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

12月	行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）		
と	き	内容	場所・備考
11日（火）	10:00～11:30	すくすく・のびのびクラブ	※申込制
14日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
17日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
18日（火）	10:00～11:30	すくすく・のびのびクラブ	※申込制
21日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「リースづくり」	
	10:00～11:30	子育てサークル 「さんさん会」	
1月			
7日（月）	10:00～11:30	子育てサークル 「さんさん会」	
11日（金）	10:00～11:00	たんぼぼ広場 「お正月あそび」	

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】平日 8:30～16:30

土曜 8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（TEL 82-2232）までお問い合わせください

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～4歳まで（申込制）

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親
活動日：第1水曜日・3木曜日

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親
活動日：水曜日（月2回程度）
場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで
活動日：第2週の火曜日
参加費：1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 平成30年12月15日（土）～平成30年12月31日（月）

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 TEL 82-3000



人権について考えよう!

いづみふれあい学級 異文化交流会のお知らせ

いづみふれあい学級では、本年度第6回目の講座として、「異文化交流」を内容とした学級を開催します。学習を通して、人権への関心を高めましょう。参加を広く呼びかけていますので、ぜひこの機会にお申込みください。

◇日時 平成30年12月18日(火) 10時00分～11時30分

◇場所 いづみ人権交流センター 研修棟

◇内容 [テーマ]
異文化交流「エジプトと日本の文化交流」

[講師]

京都府名誉友好大使 マリーナさん
(エジプト出身)



◇対象 16歳以上の町内在住または在勤者

◇申込み 12月14日(金)までに教育委員会社会教育課又はいづみ人権交流センターへ電話かファックスでお申込みください。

◇その他

- ・学級での事故等については、応急手当は行いますが、その後の責任は一切負えませんのでご了承のうえご参加ください。
- ・子どもを連れての受講はご遠慮願います。
- ・詳しくは、いづみ人権交流センターまでお問い合わせください。
(TEL: 82-3380 FAX: 82-4112 担当: 光島、枚本)

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

平成24年10月から

京都府南部地域でもドクターヘリが運航を開始しています

大切な命を救うための活動を、救急隊と連携して行います。ドクターヘリは、小学校や中学校・高等学校などの広いグラウンドに着陸します。ご理解、ご協力をお願いします。

ドクターヘリ離着陸時のご注意

- ヘリコプターの離着陸により、突風が発生したり、砂埃が舞い上がることがありますので注意してください。
- ヘリコプターが離着陸する時には、窓を閉め洗濯物等は屋内にしまってください。
- 飛散物、ゴミ、板切れ等を拾っておいてください。
- ドクターヘリには近づかないでください。
- 空中から機外スピーカーで安全のための指示を呼びかけることがあります。
- ドクターヘリの着陸あるいは離陸方向の飛行経路の真下には、絶対に入らないでください



【お問い合わせ 京田辺市消防署井手分署 TEL 82-3000】

おしらせ



Information

■京都市のひきこもり相談窓口 「チーム絆」のご案内

京都府では、民間支援団体と協働して、ひきこもり状態にある方やご家族をサポートする「チーム絆」を設置しています。「チーム絆」では、臨床心理士等の専門スタッフやひきこもり経験者等がサポートします。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(相談は無料)

《チーム絆相談窓口》

山城北地域担当Ⅱほっこりスペースあい(宇治市木幡赤塚47・12、Tel.32・6187)。受付は、年末年始を除く月々金の午前10時～午後5時。

*出張相談：京都府田辺総合庁舎 第1月曜午前10時半～午後5時、第3木曜午後1時～5時※予約は「ほっこりスペースあい」まで。

出張がん個別相談会のお知らせ

『がんと診断されて頭が真っ白』『誰かに話を聞いてもらいたい』など、がんに関わる様々な相談をお受けする窓口として、京都府山城北保健所にて出張相談を行いますのでご利用ください。

日時/1月8日(火)・2月12日(火)・

3月12日(火)

午後1時～3時半

場所/京都府山城北保健所(山城広域振興局宇治総合庁舎内)

相談員/京都府がん総合相談支援センターの保健師又は看護師

相談料/無料

予約/実施日の前日午後4時までに、京都府がん総合相談支援センター(京都市南区東九条下殿田町43メルクリオ京都2階、フリーダイヤル0120・078・394)まで。

講座・教室

【いづみまなび教室】

《大正琴》

日時/12月14日(金)・25日(火)

午前10時～正午

持ち物/大正琴・楽譜

場所/いづみ人権交流センター

《太極拳》

日時/12月14日(金)・21日(金)

午後1時半～3時半

持ち物/運動できる服装・上履き
場所/いづみ人権交流センター



《ペン習字》

日時/12月20日(木)

午後1時半～3時半

持ち物/筆ペンまたは筆

場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel.82・3380)まで

【健康教室】

日時/12月20日(木)

午前10時～11時半

場所/いづみ人権交流センター

持ち物/タオル・健康手帳・飲み物

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel.82・3380)まで

【山吹ふれあいセンター天文台公開】

日時/12月14日(金)

午後7時半～9時

場所/山吹ふれあいセンター

申込は不要です

・天候などの条件により公開を中止する場合があります

・夜間の開催になりますのでお子様だけの参加はご遠慮ください

*お問い合わせは、社会教育課(Tel.82・5700)

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時/12月13日(木)

午後1時半～

場所/賀泉苑

日時/1月10日(木) 午後1時半～

場所/玉泉苑

対象/65歳以上

*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel.82・3901)まで



【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》

日時/12月12日(水)・

1月9日(水)

午後1時半～3時

場所/人権交流センター

日時/12月12日(水)・

1月9日(水)

午後1時半～3時

場所/賀泉苑

対象/65歳以上(ボランティアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能)

持ち物/お茶(水分補給用)

費用/無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。

*お問い合わせは、地域包括支援センター(Tel.82・3690)まで

子育て

【乳幼児健康診査】

《2歳6カ月児歯科健康診査》

日時／12月17日（月）

対象／H28・4・1～H28・7・30
生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

*お問い合わせは、保健センター（Tel 82・3385）



各種相談

【障がい者相談】

日時／12月11日（火）・25日（火）

1月8日（火）午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは高齢福祉課（Tel 82・6165）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／12月21日（金）

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人權交流センター

*こころの相談室は予約制です

*お問い合わせは、いづみ人權交流センター（Tel 82・3380）まで

【心配ごと相談・人權相談・行政相談・消費生活相談】

日時／12月17日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／1月7日（月）

午後1時～4時

場所／玉泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで

*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号

（Tel 090・5889・5367）まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／12月12日（水）

午前9時半～10時半受付

場所／保健センター

《発達相談》

日時／12月25日（火）

場所／保健センター

*発達相談は予約制です

*ご希望の方は、保健センター（Tel 82・3385）まで

【無料法律相談】

日時／12月17日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで



水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下（特に冷え込んだ早朝）になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい。】

- ①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻く。
- ②蛇口から微量の水を出しておく。（その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。）

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をかけるなどして解凍して下さい。

急に熱湯をかけたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んでください。

※お問い合わせは、上下水道課（Tel 82-6169）まで

給水を停止します!! 水道料金未納の方はご注意を!!

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。

また、お支払いに便利な口座振替もごございますので、どうぞご利用下さい。

※お問い合わせは、上下水道課（Tel 82-6169）まで





お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月

午前10時～午後6時

10月～3月

午前10時～午後5時

☆12月・1月の休館日

12月17・25・27～31日

1月1～4・7・15・21・

28・31日

☆貸し出し冊数および期

間

図書は1人12冊・2週間

雑誌は1人5冊・2週間

視聴覚資料は1人3点・

1週間

☆主な新着資料の紹介

12月

一般書

「フーガはユーガ」

伊坂幸太郎

「こちら横浜市港湾局みな

と振興課です」 真保裕一

「不意撃ち」 辻原登

「斗星、北天にあり」

鳴神響一

「はつ恋」 村山由佳

「自転車泥棒」 呉明益

「この恋は世界でいちばん

美しい雨」 宇山佳佑

児童書

「みずとはなんじゃ？」

鈴木まもる

「アーサー王の世界4」

斉藤洋

「青影神話」 名木田恵子

「アポロンと5つの神託

2」 リック・リオードン

「ウパーラは眠る」

小森香折

12月・1月の図書館行事

《親子で楽しむかみしば

い》

1月12日(土) 午後1時

半から

図書館絵本コーナー

《ゆかいなマジック

ショー!?!》

12月18日(火) 午前10時

15分

玉川保育園

(観覧は自由です。ぜひい

らして下さい。)

《クリスマス・お正月・い

のししの本の展示》

12月1日(土)～26日(水)

図書館展示コーナー

12月・1月の出張貸出

☆賀泉苑(毎週水曜日午

前10時～正午)

12月12・19・26日
1月9・16・23・30日
☆玉泉苑(毎週木曜日午
後2時～午後4時)

12月13・20日
1月10・17・24・31日



エリザベスの友達 村田 喜代子

夕方になると、どこかへ帰ろうとする母。いったいどこへ帰っているのか。認知症の老女たちのなかに宝石のように眠る戦中戦後の輝かしい記憶。その豊かな世界を描く長篇小説。



あやしい催眠商法 だましの全手口 ロバート・熊

だまされているのに気づかない!? 催眠商法の会社に勤めた経験のある著者が、その手口を2か月間の営業スケジュールに沿って詳細に解説。だまされないためのポイントと、被害にあわないための対処法も伝える。



それしかないわけないでしょう ヨシタケ シンスケ

未来に待っているのは、大変なことばかり。それって本当? それしかないわけないでしょう! 考え方ひとつで楽しい未来が見えてくる! 未来に不安を抱えるすべての人における、ヨシタケ式かんがえる絵本。



さよ 十二歳の刺客 森川 成美

壇ノ浦の戦いから、ひとり生き残った平家の姫・さよ。彼女には、一族を滅ぼした源氏の大將・源義経に復讐をするという野望があった…。まっすぐに生きていく勇気を伝える物語。



ごみ収集日程表(12月11日～1月11日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(Tel 82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無	北水無区	火・金曜日	12月20日	12月13日	1月10日	12月27日	水曜日	火曜日
玉石高	玉石高区	月・木曜日	12月21日	12月14日	1月11日	12月27日	水曜日	火曜日
上井手多賀	上井手多賀全区	火・金曜日	12月27日	12月13日	1月10日	12月20日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
12月28日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
1月4日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
12月11日 1月5日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
12月12日 1月7日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
12月13日 1月8日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
12月14日 1月9日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
12月17日 1月10日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(Tel 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方 (ビン)

ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れてください。
- キャップはその他ごみに出してください。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの日〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示してください。



おめでとうございます

(10月21日から11月20日までの届け出分・敬称略)



住所	赤ちゃん	届出人
井手	西島 隼 ^{はやと}	麻美

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
地域創生推進室	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (12月11日～1月10日)

月日	曜日	行事
12/11	火	すくすく・のびのびクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制) そば打ち教室(午後6時半～8時半、いづみ人権交流センター)
12	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) 料理教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター・賀泉苑)
13	木	人権給紙教室(午前10時～、午後1時～、いづみ人権交流センター) 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) パソコン教室(午後1時～3時、いづみ人権交流センター)
14	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
15	土	
16	日	
17	月	元氣塾(午前10時～正午、玉泉苑) 2歳6カ月児歯科健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
18	火	ゆかいなマジックショー(午前10時15分～11時、玉川保育園) すくすく・のびのびクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) いづみふれあい学級(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
19	水	社協生き生きサロン&ほほえみ会合同クリスマス会(午前11時半～、玉泉苑)
20	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
22	土	
23	日	天皇誕生日
24	月	振替休日
25	火	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制) 発達相談(保健センター、予約制)
26	水	
27	木	
28	金	役場仕事納め(12月29日～1月3日まで閉庁)
29	土	
30	日	
31	月	
1/1	火	元旦
2	水	
3	木	
4	金	役場仕事始め
5	土	
6	日	井手町消防出初式(午前10時～、泉ヶ丘中学校)
7	月	元氣塾(午前10時～正午、玉泉苑) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
8	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
9	水	育児相談(午前9時半～10時半受付、西部公民館) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター・賀泉苑)
10	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

